

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 和光インター線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
和光市新倉七丁目九番一地先から同市新倉八丁目二二八二番地先まで	和光市新倉七丁目二二四〇番五地先から同市新倉八丁目二二八二番地先まで	区 間
七・九二〇 五五・〇七	七・九二〇 一六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
五一三・三〇	四五・〇〇	延長 (メートル)
		備 考